

河瀬中学校生徒心得

生活のきまり

規則正しく、充実した学校生活を送るために、次にかかげる「生活のきまり」をしっかり守り、みんなで明るく楽しい学校生活を築いていきましょう。

(Ⅰ) 登下校

1. 通学においては、あらかじめ指示された通学路を通り、交通ルールやマナーをきちんと守ること。
2. 朝は余裕をもって登校し、遅刻をしないようにすること。(始業時刻は8時35分)
3. 下校時刻を厳守すること。完全下校時刻は下記を基本とする。ただし、天候等の事情により変更することもある。

4月～9月前半	18時00分
9月後半～秋季総体	17時30分
秋季総体～1月	17時00分
2月～春季休業	17時30分

4. 登下校の際は、自分から気持ちよくあいさつをすること
5. 登下校の途中で、寄り道をしたり、買い食いをしたりしないこと。
6. 自転車通学については、事前に学校の許可を得、定められた場所に駐輪すること。

(Ⅱ) 学校内での生活

1. 下校時までには勝手に校外に出ない。通院等、特別な理由があって校外に出るときは、生徒手帳の届け出欄に理由や行き先等を記入し、担任の先生に許可をもらってから外出すること。
2. 授業開始のチャイムで授業が開始できるよう、休み時間中に次の授業の準備をし、着席して待つこと。また、教室移動は休み時間中に終わること。
3. 授業中は先生の説明や友だちの意見をしっかりと聞き、積極的に授業に参加し、学習の雰囲気高めよう。みだりに立ち歩いたり、教室を出入りしたりしてはならない。
4. 学校内において所持品を紛失したときは、すみやかに担任の先生等に届け出ること。
5. 校舎内において危険な行為や人の迷惑になるような行為はしてはならない。
6. 公共施設や公共物を大切にしよう。校舎・校具等を破損したときは、すぐに担任の先生等に届け出、破損額については弁償すること。

(Ⅲ) 学校外での生活

1. 外出するときは「いつ、どこへ、だれと、何をしに、いつ帰る」を必ず保護者に知らせておくこと。
また、外出中や登下校の途上で、身の危険を感じるものが起こったら、次のように行動すること。
①危険なもの(人)には近寄らず、近くの家や人に助けを求める。
②助けを求めた人に詳しく事情を話し、学校や家庭に連絡してもらう。
2. 甘い誘いのことばや知らない人の呼びかけには応じないこと。また、プライバシー(個人的な情報)に関わること(住所・電話番号・生年月日等)は安易に人に教えない。
3. 外出するときは、派手な服装、だらしない服装、装飾品、化粧品等はしない。
4. 映画館、ボウリング場、スキー・スケート場、飲食店等への出入りは必ず保護者の許可を得ること。また、カラオケボックスやゲームセンターへは生徒だけでは出入りしないこと。
5. 夜の外出や友人の家での外泊はしない。
6. 友だち同士での物の売買や金銭の貸し借りはしない。
7. 旅行、ハイキング、登山等については、保護者の指導と助言のもと、安全に十分心がけて実施すること。
8. 家事の手伝いを進んで行い、地域社会のボランティアや行事にも積極的に参加しよう。

(Ⅳ) その他

1. いじめや暴力を受けたり、見たり聞いたりしたときは、すぐに担任の先生等に報告や相談をすること。
2. 本校は併設型の中高一貫教育校であり、高校生と校舎を共有し、生活を共にし、生徒会活動や部活動等、高校生と合同で行う機会も多い。次に挙げる点に注意し、有意義な交流ができるように努めること。
 - ①生活指導は年齢に応じた指導を行うので、高校生と中学生では指導方針が異なる。高校生には認められていても、中学生には認められないことも多いので注意すること。
 - ②高校とは行事や日課が異なる場合がある。高校生の学習活動等に迷惑がかからないよう行動すること。
 - ③部活動などにおいて、高校生の指導に行き過ぎを感じたときや困ったことが生じたときは、すみやかに担任の先生や顧問の先生に連絡すること。
 - ④高校生と協力をしながら、活動を充実させ、交流を深めよう。

服装・頭髪・所持品のきまり

男子制服（本校指定のもの）

冬服（10月～5月）

1. 濃紺色マオカラー型詰襟学生服上下
2. マーク入り長袖シャツ（白色）

夏服（6月～9月）

1. 夏季用スラックス（濃紺色）
2. 夏季用マーク入り長袖シャツまたは半袖シャツ（白色）

女子制服（本校指定のもの）

冬服（10月～5月）

1. 濃紺色三つボタン型スーツ（スラックス可）
2. マーク入り長袖シャツ（白色）
3. 襟元にリボン型ネクタイ（赤色）

夏服（6月～9月）

1. 夏季用スカート又はスラックス（濃紺色）
2. 夏季用マーク入り長袖シャツまたは半袖シャツ（白色）

※スカートの長さは膝頭が隠れる程度。

- ・学校指定のマーク入りセーター、ベストについては、季節を問わず、登下校時や学校において上着（男子の詰襟学生服、女子のジャケット）なしでの着用を認める。ただし、式典、講演会などにおいては、必ず上着を着用すること。また、女子については、上着着用の場合も学校指定のインナー着用の場合も、リボンを着用すること（スラックス着用時を除く）。
- ・着用期間については、[移行期] を設けることがある。時期や規定については別途指示する。

靴下

男女とも白または紺・黒・グレーの無地のものとする。ワンポイントは可とし、華美でないものとする。ルーズソックス、レッグウォーマー、ルームソックスは禁止。女子のストッキングは黒・肌色の無地とする。

靴

1. 上履きは本校指定のスリッパとする。
2. 体育館シューズは本校指定の運動靴とする。
3. 下靴は男女とも運動靴とする。高価なものは履いてこない。雨天や積雪時はレインシューズや長靴を使用してもよい。

防寒用衣類

1. 無地で、色・型・材質ともに中学生らしく華美でないものとする。
色…黒、紺、茶、白、グレー、ベージュの単色のもの
2. カーディガン、皮ジャンパー、ジージャンは禁止する。
3. 運動部で指定されたウインドブレーカー類は着用を認める。指定のない部については、1、2に準じる。
4. 教室内においては、防寒着や手袋、マフラー等は着用しない。
5. 授業中のひざもとの防寒の目的で、ひざ掛けの使用を許可する。

体操服

本校指定のトレパン・トレシャツ（夏用・冬用）を着用する。

雨具

自転車通学は、雨天時には雨がっぱを着用すること。（交通安全を考慮し、夜間にも分かりやすいものがよい。色は明るいものが望ましい）

カバン

1. 通学用カバンについては特に定めないが、機能的で、学校生活にふさわしいものであること。（リュックや学生カバンがよい）
2. 必要に応じて、サブバッグを使用してもよい。（体操服を入れるようなもの）

ベルト

マーク入りバックル付きベルトとする。

頭髮

1. 男女とも中学生らしく、健康的で清潔感の感じられる髪型であること。
2. パーマ・染色・脱色・カール・エクステンションなど人工的な加工を施すことや特異な髪形を禁止する。
3. 女子の髪どめや髪くくりは、華美でないものを使用すること。

装飾

1. ピアス、イヤリング、指輪、ペンダント等のアクセサリー類は禁止する。
2. マニキュア、口紅、マスカラ、アイシャドウ等の化粧は禁止する。

所持品

1. 毎日の時間割を確認して忘れ物がないように努めよう。
2. 不必要な金品や高価なもの、遊具やマンガ類は学校に持ち込まない。
3. 昼食用以外の食べ物は持ってこない。
4. 所持品には全て名前を書くこと。
5. 通学定期などの貴重品は、各自で鍵付きロッカーに入れて管理すること。
6. 携帯電話は学校生活においては不要なものであり、学校への持ち込みは原則として禁止する。緊急の連絡については、学校が取り次いだり、学校の公衆電話（1階事務室前）を利用したりすることができる。
7. 駅での送迎の連絡等、どうしても携帯電話を利用しなければならない事情がある場合は持ち込みを許可するが、学校の敷地内では使用してはならない。敷地内では電源を切り、登校後すぐ鍵付きロッカーに入れて各自で管理すること。この規定に違反し、校地内で使用した場合は、下記の罰則を科す。

違反1回目…生徒指導課にて携帯電話一日預かり、反省文2枚

違反2回目…生徒指導課にて携帯電話一週間預かり、反省文2枚

違反3回目…生徒指導課にて携帯電話一週間預かり、反省文5枚、以後

学校への持ち込みを禁止

なお、携帯電話に関して起きたトラブルは全て保護者の責任のもとで処理するものとする。

通学のきまり

1. 通学については各自が最も安全と思われる通学路を学校に届け出て、勝手に変更することのないように注意すること。JRを利用する場合は、河瀬駅から学校までは定められた通学路を利用すること。
2. 徒歩通学者は、歩道や横断歩道を利用すること。
3. 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を提出すること。許可することが適当と認められた者には許可証（ステッカー）を交付する。各自必ず自転車保険に加入すること。
4. 自転車通学を許可された者は次のことを守ること。
 - (1) 車体に関する規定
 - ①普通車を原則とするが、変速機付のものは6段以内とし、派手な飾り等はつけない。
 - ②色は落ち着いた色調のものであること。カラフルなものは避ける。
 - ③スタンド付きのものを使用する。
 - ④標準ハンドルのものを使用する。
 - ⑤車体後部の泥よけ（テールライトの上）に本校指定の通学許可ステッカーを貼付する。また、前部の泥よけに必ず住所、氏名を記入する。
 - ⑥車体（特にブレーキやライト、タイヤの空気圧等）を定期的に点検し、異常があった場合は必ず修理しておく。
 - ⑦自転車は所定の場所に置き、必ず外れにくいカギをかけておく。
 - (2) 通行・運転に関する規定
 - ①乗車時には必ずヘルメットを着用する。
 - ②交通ルールを守り、道路の左端を一路で通行する。
 - ③傘さしや片手運転、二人乗りをしない。
 - ④音楽プレイヤーの使用や携帯電話の使用などの、ながら運転をしない。
 - ⑤歩道を通行しない。
 - ⑥常に安全運転を心がける。規定に違反した場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。
5. JRやバスを利用して通学する者は、乗降車のルールやマナーをきちんと守ること。
6. 定期券を利用する場合は、有効期限を確認し、不正使用のないように注意する。
7. 定期券の貸し借りをしてはならない。
8. 自宅から最寄り駅まで自転車を利用する者は、必ず正規の自転車置き場や自転車預かり所を利用すること。自転車を放置してはならない。自転車を利用するにあたっては、前項の規定を守ること。

諸届・連絡について

1. 欠席や遅刻の場合は、朝8時15分までに保護者に電話で学校に連絡してもらうこと。
2. 通院等のために早退する場合や、怪我等により制服を着用できない（異装の）場合は、学級担任の先生に届け出ること。
3. インフルエンザ等で出席停止になったときは、本校所定の届出用紙（ホームページからダウンロードできます）を使用し、提出すること。
4. 忌引のときは、その旨を学校に届け出て、次の期間内登校を自粛することができる。

一親等内（父母）	7日以内
二親等内（祖父母兄弟姉妹）	3日以内
三親等内（伯叔父母・甥・姪）	1日以内

忌引の期間は実方、養方ともに同一とする。
5. 住所や電話番号、保護者名などが変更になった場合は、学級担任に申し出て、本校所定の届出用紙に記入し提出すること。

河瀬高等学校生徒心得

1. 常に高校生らしい身なり、服装、態度で学校生活を送る。

1) 服装は本校指定の制服でなければならない。

男子…濃紺色マオカラー型詰襟学生服上下、マーク入り長袖シャツ（水色）、マーク入り半袖シャツ（水色）、マーク入りバックル式ベルト、濃紺色夏季用スラックス

女子…濃紺色三つボタン型スーツ（スラックス可）、マーク入り長袖シャツ（水色）、マーク入り半袖シャツ（水色）、夏季用スカートまたはスラックス

2) 制服着用の時期は次の通りである。

着用期間	男 子	女 子
10月～5月	濃紺色マオカラー型詰襟学生服上下（上着下は指定のシャツ）、銀ボタン	濃紺色三つボタン型スーツ（上着下は指定のシャツ）、銀ボタン
6月～9月	マーク入り水色半（長）袖シャツ、濃紺色夏季用スラックス	マーク入り水色半（長）袖シャツ、夏季用スカートまたはスラックス

注① 着用期間については「移行期」を設けることがある。時期や規定については別途指示する。なお、夏季に河瀬高校指定冬用のものを着用する時は、担任に事情を届け出ること。

注② 女子のスカート丈は、膝頭より短くしないこと。

3) 男子は襟章、女子は制服（ブレザー）の左胸に胸章を付ける。

4) 冬コート（防寒着）を登下校時に制服の上に着用する場合は次のようなものとする。

① 色・型・材質ともに高校生らしく華美でないものとする。

色……………黒・紺・茶・グレー・ベージュ・白等とする。

丈……………極端でないもの。

材質………皮・毛糸・ジーンズは禁止。

※運動部で指定されたグラウンドコート類は着用を認める。

② セーター・カーディガンのみでの通学は禁止する。

③ 皮ジャンパー、ジージャンは着用を禁止する。

④ 校内では着用しないこと。

5) 冬季服装時（10月～5月）は、ベスト・セーター・カーディガンを制服の下に着用してもよい。

・色……………黒・紺の単色で地味なもの。

・型……………V字型ネックで制服から出ないこと。

・ベスト・セーターやカーディガンだけでの登下校は禁止とする。

※指定のインナーについては移行期・冬季服装時期にかかわらず、登下校時・校内での着用を認める。ただし、式典・講演会等では必ず上着を着用すること。

6) ソックスについては次のとおりである。

白または紺・黒・グレーの無地のものを着用すること。ワンポイントは可とし、華美でないものとする。ストッキング（黒・肌色の無地）を着用してよい。

ルーズソックス・レッグウオーマー・ルームソックスは禁止とする。

7) 履物は運動靴が望ましい。華美なもの、特異なものは禁止する。

上履きは校内指定上履きを使用する。

8) やむを得ず規定以外の服装をする場合は、所定の異装届を提出して許可を受ける。

2. カバンは学生らしいカバンを用いること。

3. 髪は染色・脱色・パーマ・カール・エクステンション等、特異な髪型を禁止する。

髪をとめる場合は、華美でないものを使用すること。

4. ネックレス・イヤリング・ピアス・指輪等の装飾品をつけることやマニキュア・口紅などの化粧は禁止する。

5. 交通に関すること

- 1) マナーをよく守り、安全に気を付ける。
- 2) 自転車利用の場合は、許可証をテールライトの上部に貼り、決められた自転車置場に置くこと。特異な自転車は使用してはいけない。
- 3) 自転車通学者は、雨天時にレインコートを着用すること。（傘さし運転禁止）
- 4) バイクの免許は取得してはならない。乗ったり、乗せてもらってはならない。
- 5) 自動車免許の取得に関しては、就職が内定した者は2学期末考査終了以後、自動車学校への入校手続きおよび入校を認める。進学先が決定した者は家庭学習（1月中旬以降）に入った時点から自動車学校への入校を認める。
※いずれの場合も、所定の手続きを経て、学校生活に支障のないようにすること。
6. アルバイトは原則禁止とする。（経済的理由の場合、特別に許可することがある）
7. 窃盗・万引き・暴力行為等は、あってはならない。
8. 公共物を大切に使用し、破損しないように気をつけること。破損した場合は、破損届を提出し、指導を受けること。
9. 外出
登校後から放課後まで、外出してはならない。特別な理由がある場合は、担任に届け出て、許可証の交付を受け携行すること。
10. 早退
必ず担任に届け出て、許可証の交付を受け、帰宅後、直ちに学校へ連絡すること。
11. 欠席・遅刻するときは、保護者より連絡してもらうこと。
12. 外泊 — 無断外泊は禁止する。
13. 学校生活に不必要なもの・高価なものは、持ち込んではならない。
14. 貴重品は、各自で確実に管理すること。